

【総論】

- ・ 意見反映と社会参画の両輪を回すことが非常に重要ではないかと考えている。意見反映は直接声を聴く仕組みだが、それとともに社会をつくるパートナーとして社会づくりをこども・若者がしていけるような主体的な活動の促進というものも必要なのではないか。
- ・ 子若大綱では、こども・若者の意見反映は、施策の推進等の委員構成や意見聴取のところで書かれており、それとともに社会形成の参画支援というものが盛り込まれており、この中で意見形成支援と社会参画の推進ということが明記されていた。これがこども家庭庁の今の大綱の議論の中では、こども・若者の意見の反映のみ盛り込まれており、参画及び意見反映というふうに2つ併記をしていただくほうが適切ではないか。
- ・ 参画や意見反映が何のための参画で、何のための意見反映なのかということが大綱の中で盛り込むということが非常に重要ではないか。
- ・ 権利が前提に立つということが大綱の中で明記しなければいけないのではないか。こどもの参画や意見反映というのは、どちらかという自治体レベルや、実践される現場によっては、学びとか教育のための意見反映や参画となっていることもある。そうであると、意見は聴くが、それが意味、体験的な活動になってしまっていて、権利のための参画とか意見反映にならない可能性があるのではないか。
- ・ こども・若者がどれだけ参画や意見反映できる機会があっても、その周りにいる大人がそういったことに意味を感じていなかったりとか、意見を言っても変わらないというような意識があると、それはこどもにも伝播していくと思うので、まずは身近にいる大人の価値観を変えることであったり、大人が大人の声を聞くみたいなどころ、大人社会側へのアプローチというところも検討してみてもどうか。こども・若者のそばにいる大人がふだんから生き生きと生きられるように、経済的なところなのか、働き方のところなのかかわからないが、こども・若者、周りにいる大人を支える支援が必要である。
- ・ 大綱では国レベルの政策過程や自治体レベルの政策決定過程のことがまず念頭にあると思うが、やはり日常的なこどもに関わる組織、団体、日常生活できちんと話が聞かれる、あるいはきちんと話を聞く姿勢、聞く大人がいる。そういう日常的な意見の表明、あるいはそれに基づいた対等的な対話、応答ということがない中で、そういうものは難しい。つまり、こどもの権利そのものを守る、あるいはそこできちんと応答するような聞く文化というようなこととセットなので、そこも書いておかないと、形式的には委員の参加の問題ではない、我々の社会の文化が問われている問題だということも明確に示すということが重要かと思う。

【意見反映】

- ・ こども若者★いけんぷらすでは、個人の意見の集約というのがメインになっている。これだけではなく、こども・若者当事者団体の意見の集約ということも併せて考えていかなければいけないのではないか。その際、若者団体をどう選ぶのかという基準も非常に重要だと思っており、例えば会員数であったり、どれくらいの年齢のこども・若者が参加をしているのかは、これから議論し、明確な基準を国でつくっていく必要がある。
- ・ こども・若者の意見反映や意見聴取は進んでいるが、意見を翻訳したり、まとめてきたりするのをこども・若者側に任せるといような流れがある。そうすると、意見を言える人はまとめる力がある一部の人に限定される懸念があるため、聴く側がこども・若者のいろいろな意見をまとめたり、この意見だったらこういう政策に生かせるということで、聴く側が姿勢を変えてみるということが重要ではないか。そのためには、こども家庭庁で聞いた意見が例えば別の省庁で反映される場合には、省庁横断、政策横断的にこども若者の意見を反映していくことが必要である。
- ・ 今回の中間整理案では、こども・若者の参加と意見反映についてのところには情報保障であったり情報提供について記載が少なかった。やはり適切な情報の保障であったり学習のプロセスがなかったら、ただ責任や権利を与えても、それには実行力が伴わないと思うので、そういったところの情報保障、情報提供というところが必要である。「情報提供」から始まって意見形成、意見表明とつながっていくところがあるので、情報提供や情報保障というところをぜひ盛り込んでほしい。
- ・ この意見反映について記す際に、例えば冒頭などで「子どもの権利条約」やこども基本法に掲げる原則について明示してもいいのではないか。全てのこどもは自身に直接関係する全ての事柄に対して意見を表すことができるし、多様な社会的参画ができるのだ。こどもはそうした意見表明や参画の権利の主体なんだということを、こどもたちにとって最も身近な家庭や学校を含めて社会全体で共有することを目指すのだといったことを明記することが必要ではないか。
- ・ こどもが意見を言ってもいいんだということをまず知ることができる、そのこどもの権利についての学びと、そういった意見を言う際の適切なサポートを得られるとか、意見を言っても不利益にならないといった仕組みづくりや支援、情報発信を国が主導するのだといった全体像を明記する必要があるのではないか。

- ・自分が意見を言う、つまり発言することによって困難な状況が何らかの形で変わり得ると思えることは、その人にとっての一種のセーフティーネットだと思う。そのためには、発言の多様な受け皿を用意して、自分の発言によって状況が変わり得るんだという成功体験を蓄積していくことがすごく重要で、審議会も、子ども相談窓口もそういう多様な受け皿の一つになると思う。
- ・意見表明ということが先行してしまっていて、その場を設けるということだけが起こってしまう。結局、そこで発言されたことが反映されていなかったりすると、若者が意見を言ってもやはり聴いてもらえないということを中心に刷り込んでしまうことになるため、若者の意見を取り入れるということがなぜ必要なのかを分かるように示していくということが大事だろう。
こどもが適切に意見を言ったことをどのように反映させていくのかの方法論もどこかに示していく。大綱なのか分からないが、そういった事例集的なものも今後は必要になってくるため、いい事例、ノウハウも共有できるような機会があればいいのではないかな。
- ・今まで意見を聴くということはたくさんこの話題に出ているが、聴いた意見をどう解説するのがあまり出ていない。私は意見はしっかりデータベース化していく必要があると思う。音声データを文字データにした上で解析する。それで、これは大きな自然言語による私的データの解析という作業が伴うため、並行して私的データの解析技術を磨いていくということが必要になると思う。そして、匿名化した上で、これはできるだけ開放していくということで、いろいろな人がそのデータを活用することができるようにしていくことが必要で、そこくらいまでのとをやることで少しこども・若者たちが自分の意見を言ってもいいかな、活用してもらえるかなと思ってもらえるのではないかな。
- ・こども・若者の意見表明をするという仕組みをつくる時に一番避けなければいけないし、一番危惧されるのは、お飾りになってしまうということ。こども大綱やガイドライン等にもそういう危惧をはっきり書いて、その危惧を避けるためにどうすればいいのか、どういう姿勢で大人、社会が臨むべきかということを示すというのが強い希望であり提案である。

【社会参画】

- ・ 「子どもの権利条約」12条がこども参加を支える理念となっているが、12条のことにに関して参画する権利と結びつく権利として、UNICEFからも、例えば13条、14条、15条なども示されている、意見表明や意見の尊重にとどまらない参加の権利の保障というのも重要ではないか。
- ・ 社会参画を促進していくときのポイントは、こども・若者の影響力を高めていくことではないかと思っており、ともに社会をつくるパートナーとして社会づくりに参画できる機会保障が重要だ。

その意味で、大人主体からこども主体になることが重要であって、具体的にはこども・若者支援団体だけではなくて、こども・若者当事者が行う主体的な活動に助成をしたり、実際にお金を渡すことによって影響力を高めていくということも重要ではないか。また、こうした活動を支えるためのコーディネーターの配置であったり、相談窓口の設置なども提案をしたい。そして、意見反映、社会参画をした後、制度・政策への影響力も重要である。
- ・ 「連携強化」はすごく大きな前進だと思う一方で、もう少し踏み込んでそういう活動が増えるように助成制度の確立であったり、または環境整備、金銭的な支援というところの方針も立ててもらえるとよい。ただ、ユースカウンスルとか若者団体の参画活動は、若者が主体性を持って若者自身が目的や在り方を決めて活動することに意義があるため、金銭的な支援だったり、間接的な支援の際には、そういったものを外部が決めるというところは留意する必要がある。

【審議会等へのこども・若者委員の登用について】

- ・ 男女共同参画においては審議会、懇談会の女性の割合というのを数値目標で出されている。こども・若者委員比率に関しても女性比率のように具体的な成果目標を明記してはどうか。
- ・ 参加の仕方というのも、ただ、こども・若者が委員として参加するという事だけ以外の参加の方法というのにも研究が必要なのではないか。必ずしも審議会にこども・若者がいるということが、こども・若者の声を聴いているかというとはそうではなく、例えばこの会を親会にして下にこどもの会をつくってそこから意見を反映させるというやり方や、提案とか提言をしたりヒアリングをしていくというような意見表明の機会もある。
- ・ 省庁とか自治体によっては、こども・若者委員を入れることにハードルを感じる省庁もあると思っており、まずは無理なくマイナーチェンジできるような提案を各省庁や自治体にしてほしい。そして、審議会や懇談会は、政策決定に結び付くところであるため、どうやってこども・若者の声を入れていくのか、その方法の研究が必要なのではないか。
- ・ 審議会等へのこども・若者の委員登用に関して、より実効力あるものにするために、参加している若者がその会議の中で影響力を持てるように情報支援であったり、数値目標であったりのサポートが必要。
- ・ 代表制に関して、個人の意見が若者の意見と思われる可能性があり、責任を重たく感じてしまう現状がある。そのため、こども・若者委員の選抜をしっかりと仕組みで担保しておくことで、参加するこども・若者にとっても合理的で必要なことなのではないか。
- ・ 若者枠、女性枠というよりも対等な委員として入っていただくということが大前提で、他の委員も同様であるが、審議のために必要な準備をしていただいた上で、対等に議論するということが大事だと思う。ただ、女性だからとか、若者だからということで付加価値があるとすると、バックグラウンドとして他の属性とは少し違った経験をしているかもしれないとか、自分の周辺にいる女性や若者の物の見方みたいなものを多少知っているかもしれないということで、そういう観点から発言できるというメリットはあるのではないかと思う。